

北海道 室蘭圏域 総合水産基盤整備事業計画 (R4～R8)

1. 圏域の概要

(1) 水産業の概要

①圏域内に位置する市町村及び漁業協同組合の概要

当圏域は、北海道南西部に位置し、噴火湾及び噴火湾周辺太平洋に面している室蘭市を範囲とし、沖合底曳き網漁業、スケトウダラ刺網漁業及びホタテガイ養殖漁業等、多様化した漁業形態となっている。

室蘭市は、天然の入江を有する岬に位置していることから船の出入りに適し、古くから重化学工業と水産業は地域の重要な産業となっている。

また、平成18年4月に当圏域の「室蘭漁業協同組合」及び「室蘭機船漁業協同組合」が合併し、新漁協名を「室蘭漁業協同組合」とした。

室蘭漁協は、室蘭市の行政区域に存在する漁業者等の漁業生産活動の中心的な役割を担っている。

②主要漁業種類、主要魚種の生産量、資源量の状況

当圏域における令和元年の漁業生産は13,148.5(他室蘭港湾91.9)トンとなっており、主要漁業種類は、沖合底曳き網、スケトウダラ等刺し網、イカ釣り、サケ定置網及びホタテガイ養殖となっている。

主要魚種の生産量では、スケトウダラ10,191.6トン、ホタテガイ791.6トンと全体の約83%を占めており、資源状況の年変動はあるものの比較的安定傾向にある。

また、追直漁港地区には、(地独)北海道総合研究機構の栽培水産試験場等を有し、当地域や道内におけるつくり育てる漁業の活動拠点となっている。

③水産物の流通・加工の状況

沖合底曳き網漁業は、追直漁港で陸揚げし、同漁港内の荷捌き所において取引される。

沿岸漁業は、追直漁港、イタンキ漁港及び室蘭港湾で陸揚げされる。このうち、一部のホタテ稚貝は追直漁港人工島(通称Mランド)で陸揚げ後に道内(道東の厚岸町及び標津町)へ出荷、2年貝及び3年貝は追直漁港Mランドおよび室蘭港湾で陸揚げされ、同市内の地方卸売市場(令和4年度中にイタンキ漁港付近に移転予定)に陸送され、取引される。

主要魚種であるスケトウダラ、ソウハチガレイ、マダラ(いずれも沖合底曳き網漁業)、ホタテ2年貝及びナマコの一部(いずれも沿岸漁業)は韓国や中国などへ輸出されている。

商業捕鯨は、令和元年7月1日再開に伴い、追直漁港を陸揚げ漁港とし室蘭近海で操業可能か調査中である。

④養殖業の状況

当圏域においては、追直漁港地先、室蘭港湾漁港区(絵鞆地区・崎守地区)地先でホタテガイ養殖を行っている。

生産サイクルは圏域内で自給しており、稚貝購入はしていない。

生産された稚貝の一部は道内(道東の厚岸町、標津町)へ出荷、2年貝及び3年貝は道内外へ出荷、2年貝の一部は韓国へ輸出されている。

また、3年貝のうち直径13センチ以上の良好な形状である活ホタテを高級ブランド「蘭扇(らんせん)」とし、香港・シンガポール等へ試験的に輸出していたが、近年発生した大量死の影響を受けて生産を休止しており、再開の目処はたっていない。

この大量死は、近年の漁場環境の変化も一因として考えられることから、漁業者が漁場環境の変化を把握し安定した生産へ繋げることを目的として、噴火湾ホタテ生産振興協議会(噴火湾全域の漁業協同組合が加入)が海洋観測ブイ(水温・塩分・溶存酸素・濁度・クロロフィル等)を設置した。

資源管理・つくり育てる漁業の取組みとしては、北海道太平洋西部海域が一体となりマツ

カワの種苗放流を行い資源の増大に取り組んでいる。

また地先においては、ホッキガイ小型成貝、エゾバフンウニ種苗、ナマコ種苗及びアワビ種苗の放流、ヒトデ駆除、コンブ漁場確保のための雑海藻駆除などを実施し、地先資源の安定的生産に取り組んでいる。

⑤漁業経営体、漁業就業者（組合員等）の状況

当圏域における漁業就業者数（漁協組合員数）は、令和元年では85人で平成25年より13人減少した。近年は微減であるが、長期的に鑑みると減少傾向にあるので後継者不足及び高齢化が進行しつつある。

⑥水産業の発展のための取り組み

衛生管理された水産物流通の増大及び鮮度保持対策による付加価値向上・ブランド化などにより水産振興を図るため、高度な衛生管理に対応した屋根付き岸壁の整備、衛生管理マニュアルの段階的運用など、流通形態に対応した出荷体制の構築を図る必要がある。

追直漁港（流通拠点漁港）を発信地として「室蘭さかなの港町同窓会」や室蘭漁協によるインターネットでの情報発信、漁港や市内イベントにおける即売会、ふるさと納税の返礼品として取り扱う等、地元水産物のPRや地産地消の促進を図ってきた。

⑦水産基盤整備に関する課題

当圏域の漁港は、荒天時における港内静穏の悪化、漂砂等の影響による航路及び泊地の埋塞が発生しており、近年の大型化した漁船の航行及び係船に支障があることから、港内への堆砂対策・静穏度対策となるよう、浚渫及び外郭施設の改良等を行う必要がある。

陸揚げ時の岸壁作業では、直射日光や降雪、漁獲物への鳥糞被害等、労働環境、衛生環境及び鮮度保持面に課題があることから、屋根付き岸壁を整備する必要がある。

なお、追直漁港及びイタンキ漁港の一部岸壁では耐震化整備中であり、災害時の早期漁業活動再開に支障が出ないよう、災害に強い漁港づくりを図っている。

⑧将来的な漁港機能の集約化

現状、圏域内の漁港施設に係る統合・廃止・集約化等、機能再編に係る計画は無い。

漁港機能の集約化、機能再編等については、商業捕鯨の再開、地方卸売市場の移転等、漁業情勢を取り巻く環境の変化を踏まえ、随時検討していく。

(2) 圏域設定の考え方

①圏域タイプ	流通拠点型	設定理由；各漁港等で陸揚げされた水産物は、産地市場を有する流通拠点港及び市内の地方卸売市場にてセリ等を行い、消費地や加工場へ出荷しているため。 ・追直漁港及び室蘭港の絵鞆地区・崎守地区地先の静穏域において養殖しているホタテガイを各地区に陸揚げし、2年貝の一部は輸出されている。 ・ホタテガイ稚貝は、追直漁港の静穏域へ集約され畜養後、追直漁港Mランド（人工島）において陸揚げされ、道内へ出荷している。 ・沖合底曳き網漁業の陸揚げ物は、追直漁港（流通拠点漁港）の荷捌き所において、沿岸漁業の陸揚げ物は地方卸売市場（令和4年度中にイタンキ漁港付近に移転予定）において取引されスケトウダラ等の一部は輸出されている。
②圏域範囲	室蘭市	設定理由；流通拠点港へ水産物の集約が及ぶ範囲であるため。 ・追直漁港内には室蘭漁業協同組合が所在している。

③流通拠点漁港	第3種 追直漁港	<p>設定理由；産地市場を有し、一定の港勢を有するため。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用漁船：56隻 (R1) ・属地陸揚げ量：12,248 t ・属地陸揚げ金額：19.92 億円 ・静穏度対策（防波堤）、衛生管理（屋根付き岸壁）、岸壁の耐震化を実施中 ・BCP策定済 ・市場へのICTは導入していない。他地区の事例等を参考に、漁協、漁業者及び仲買人等のニーズを踏まえ、実施していく。
④生産拠点漁港	第1種 イタンキ漁港	<p>設定理由；室蘭市における漁業生産拠点として、中核的な役割を担い、1種漁港として一定の港勢を有するため。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用漁船：55隻 (R1) ・属地陸揚げ量：901 t ・属地陸揚げ金額：2.16 億円 ・静穏度対策（防波堤）、衛生管理（屋根付き岸壁）、岸壁の耐震化を実施中
⑤輸出拠点漁港	第3種 追直漁港	<p>設定理由；スケトウダラ及びホタテガイについて以下の要件に合致するため。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スケトウダラの属地陸揚げ量：9,423.2t (R1) ・ホタテガイの属地陸揚げ量：310.9t ・スケトウダラ、ソウハチガレイ、マダラ（いずれも沖合底曳き網漁業）、ホタテ2年貝、ナマコの一部（いずれも沿岸漁業）は韓国、中国などへ輸出されている。
	第1種 イタンキ漁港	<p>設定理由；スケトウダラについて以下の要件に合致するため。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産拠点漁港に属する。 ・市内の地方卸売市場において取引後、一部は輸出されている。 ・属地陸揚げ量：768.4t (R1)、H26～H30：503.2 t～1,434 t

(令和元年)

圏域の属地陸揚げ量	13,149 ト うち室蘭港湾 644 ト
圏域の総漁港数	2 漁港
圏域での水産物の水揚実績がある港湾数	1 港湾

圏域の登録漁船数	142 隻 うち室蘭港 62 隻
圏域内での輸出取扱量	※1 ホタテ 124 ト ※3 スケトウダラ 98 ト ※2 マダラ 112 ト ※2 ソウハチガレイ 355 ト ※1 ナマコ 27 ト

※1 追直漁港、室蘭港湾の合算数値

※2 追直漁港の数値

※3 追直漁港の数値。イタンキ漁港から地方卸売市場へ陸送され、取引後に一部輸出されているが、数量は不明（上記数値には含まれていない）

⑥「養殖生産拠点地域」について

当該圏域を含む養殖生産拠点地域名	<p>室蘭地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・室蘭漁協に所属する漁業者が、追直漁港及び室蘭港湾漁港区（絵鞆地区・崎守地区）の地先において、ホタテガイ養殖漁業を行っていることから、圏域の範囲と同様の範囲を養殖生産拠点地域として設定する。
------------------	---

当該圏域を含む養殖生産拠点地域における 主要対象魚種	ホタテガイ
当該圏域を含む養殖生産拠点地域における 魚種別生産量	791.6 トン
当該圏域を含む養殖生産拠点地域における 魚種別海面養殖業生産額	242.1 百万円

2. 圏域における水産基盤整備の基本方針

(1) 産地の生産力強化と輸出促進による水産業の成長産業化

① 拠点漁港等の生産・流通機能の強化

・生産・流通機能の強化

当圏域内の漁港は、波浪による航路や泊地の静穏度悪化、近年大型化している漁船に対応した水深を確保できない等、航行や係留に支障を来しているため、静穏度対策、泊地・岸壁等の改良を講じる必要がある。

また、沖合底曳き網漁業等が行う岸壁上の作業について、直射日光や降雪による過酷な漁労環境、漁獲物への鳥糞被害など衛生環境・鮮度保持面にも課題があることから、屋根付き岸壁を整備する必要がある。

追直漁港（流通拠点漁港）は、産地市場を有しているが、ICT化が進んでいない。他地区の事例を参考に漁協・漁業者及び仲買人のニーズを踏まえ、導入していく必要がある。

また、流通拠点漁港としての衛生管理対策（L3対応）は、漁港における衛生管理基準を設け、安全性確保、取組の持続性確保、品質管理等の重要性に鑑みた一層の衛生管理体制の強化を図る必要がある。

・輸出促進への対応

圏域内の漁港施設等について、輸出先国の衛生基準等ニーズに対応し輸出を促進するため、屋根付き岸壁を整備し、鳥糞被害、直射日光及び積雪による漁獲物の劣化等を軽減していく必要がある。

スケトウダラ等が生息している室蘭沖合については、生息に適した環境が不足しているため、生産量が安定せず、輸出に向けての安定した生産量の確保が課題となっていることから、魚礁等を沈設し、水産環境の整備を推進する必要がある。

② 養殖生産拠点の形成

当圏域のホタテガイ養殖漁業は、室蘭港湾漁港区（絵鞆地区・崎守地区）及び追直漁港の地先で種苗生産から成貝出荷までの一連した漁業サイクルで行っている。

室蘭港で養殖されている稚貝の一部は、追直漁港内の静穏域に移され蓄養後（漁港内でも稚貝を生産している）、追直漁港の人工島（Mランド）から陸揚げされ、道内（道東の厚岸町、標津町）へ出荷される。

2年貝は各港で陸揚げ後、一部は輸出されている。

3年貝も2年貝と同様であるが、一部はブランド化され「蘭扇」（令和3年時点で、台風や大量死により生産が安定しないため、生産休止中）として流通している。

今後さらなる生産増加のニーズへの対応や安定した生産を確保するため、設置した海洋観測ブイを活用し、適切な海洋環境の変化に対応した漁場管理を実施していく必要がある。

なお、ブイによる観測データは数時間毎に測定されており、漁協及び漁業者がパソコンやタブレットを用いて確認できるようになっており、日常の漁業活動に活用している。

また、安定した生産には静穏域の確保が必要であることから、防波堤の改良等を実施していく必要がある。

(2) 海洋環境の変化や災害リスクへの対応力強化による持続可能な漁業生産の確保

① 環境変化に適応した漁場生産力の強化

当圏域の海域は、多様な生物（スケトウダラ・カレイ類・ソイ等）が生息し、これらを対象とした漁業も営まれている。

今後も持続可能な漁業生産を確保する上で、海洋環境の変化に対応した漁業生産力の強化

が求められていることから、継続的な環境モニタリング調査により漁場環境を把握する必要があり、生息環境に基づいた整備による漁獲量の安定、多様な魚種の生活史に対応した広域的な水産環境の整備を必要としている。

② 災害リスクへの対応力強化

・ 漁業地域の安全・安心の確保

自然災害に対応した防災機能対策及び漁港利用者の安全確保のため、沖合底曳き網漁業等が陸揚げする岸壁の耐震化及び耐津波化を推進することにより漁業活動の継続又は早期再開を図り、圏域における持続的な水産物の安定供給体制を推進する必要がある。

・ 被災後の地域水産業の早期再開

平成 27 年 3 月改定「室蘭地域マリンビジョン計画書」において、追直地域漁港 BCP 策定を計画し、令和元年に第 1 版を策定した。以後、計画に基づき、年 1 回程度の訓練等を実施していく。

・ 持続可能なインフラ管理の推進

大規模地震や津波、近年巨大化する台風や低気圧等の自然災害に対し、漁業地域の安全確保を図る必要があることから、ドローンを導入し、施設の機能診断を迅速かつ効率的に行い、予防保全を含めた持続可能なインフラ対策を講じる必要がある。

(3) 「海業」振興と多様な担い手の活躍による漁村の魅力と所得の向上

① 「海業」による漁村の活性化

漁村の活性化に当たっては、漁港や地元水産物を活用し、地域活性化の取り組みと連携していく必要がある。

対応方針としては、漁協、市町、小中学校及び民間事業者等と連携し、地産地消の促進を図っていく。

② 地域の水産業を支える多様な人材の活躍

担い手確保に当たっては、安全で働きやすい環境と快適な生活環境の整備が必要となっていることから、岸壁への屋根整備など、漁港施設の就労環境を改善する必要がある。

3. 目標達成のための具体的な施策

(1) 産地の生産力強化と輸出促進による水産業の成長産業化

① 拠点漁港等の生産・流通機能の強化

地区名	主要対策	事業名	漁港・港湾名	種別	流通拠点
追直	流通機能強化、 輸出促進	直轄特定漁港漁場整備事業	追直漁港	3	○
噴火湾 周辺	輸出促進	水産環境整備事業			
イタンキ	流通機能強化、 輸出促進	水産生産基盤整備事業	イタンキ漁港	1	

・ 流通機能強化

外郭施設の改良による港内静穏度の改善、泊地・航路等の増深による大型化している漁船の航行や係留・陸揚げなどの漁業作業環境を改善することにより生産・流通機能を強化する。追直漁港に係る市場 ICT 化については、ニーズにより活用する事業を検討していく。

また、衛生管理対策としては、屋根付き岸壁整備により、鳥糞及び日射に伴う鮮度低下を防止し、漁港内排水環境の精査による泊地環境の改善、漁獲物への適正な海水利用等、陸揚げから荷さばきにいたる衛生管理マニュアルを作成し活用することにより、利用者意識の向上を推進し、衛生管理対策を強化していく。

・輸出促進

岸壁への屋根整備により鮮度保持された品質の高い水産物の安定供給を図り、生産・流通機能を強化及び輸出促進を図る。

また、室蘭市沖合に魚礁を沈設し、スケトウダラ・カレイ類・ソイ等の生息環境を整えることにより安定した生産が持続可能となる。

② 養殖生産拠点の形成

地区名	主要対策	事業名	漁港・漁場名	種別	流通拠点
追直	養殖拠点	直轄特定漁港漁場整備事業	追直漁港	3	○

今後さらなる生産増ニーズへの対応や安定的生産の確保が必要になった場合、外郭施設の整備による静穏域の増加、係船岸・用地などの利用に係る整備を実施していく。

(2) 海洋環境の変化や災害リスクへの対応力強化による持続可能な漁業生産の確保

① 環境変化に適応した漁場生産力の強化

地区名	主要対策	事業名
噴火湾周辺	資源管理、環境変化	水産環境整備事業

室蘭市沖合に魚礁を沈設し、スケトウダラ・カレイ類・ソイ等の生活史に対応した広域的な水産環境の整備を行うとともに適正な資源管理を行い、持続可能な漁業生産を確保する。

継続的な環境モニタリング調査により漁場環境を把握し、安定した漁業生産を確保する。

② 災害リスクへの対応力強化

地区名	主要対策	事業名	漁港名	種別	流通拠点
追直	安全・安心、予防保全	直轄特定漁港漁場整備事業	追直	3	○
伊丹	安全・安心、予防保全	水産生産基盤整備事業、水産物供給基盤機能保全事業	イタンキ	1	

外郭施設の整備や主要な陸揚げ岸壁の耐震化整備を図り、災害発生後においても船舶や漁港利用者の安全確保や水産物の流通機能を確保する。

漁港施設の機能診断を行い、予防保全を含めた持続可能なインフラ対策を講じ、漁業地域の安全確保を図る。なお、機能診断の際にはドローンも活用し、消波ブロックや海中の矢板など、広範囲に設置されている構造物の老朽化・破損状況の迅速な把握を行う。

(3) 「海業」振興と多様な担い手の活躍による漁村の魅力と所得の向上

① 「海業」による漁村の活性化

漁村の活性化の取り組みとしては、室蘭地域マリンビジョン計画に基づき、追直漁港を発信地として「室蘭さかなの港町同窓会」や室蘭漁協によるインターネットでの情報発信、漁港や市内イベントにおける即売会、ふるさと納税の返礼品、料理教室の開催等、地元水産物のPRや地産地消の促進を図り、活性化を推進していく。

② 地域の水産業を支える多様な人材の活躍

地区名	主要対策	事業名	漁港名	種別	流通拠点
追直	就労環境	直轄特定漁港漁場整備事業	追直	3	○
伊丹	就労環境	水産生産基盤整備事業、	イタンキ	1	

岸壁への屋根整備など、漁港施設の就労環境を改善し、安全で働きやすい環境と快適な生活環境を整え、担い手確保にあたる。

なお、追直漁港及びイタンキ漁港区域内においては、室蘭漁協が主体となり、高齢漁業者に優しい漁場を確保すべく、「シルバー海域(年齢70歳以上の漁業者のみ採取できる海域)」を設定し、生涯にわたり漁業が続けられる環境づくりに務めており、今後も推進していく。

4. 環境への配慮事項

環境への負荷を軽減するための取組

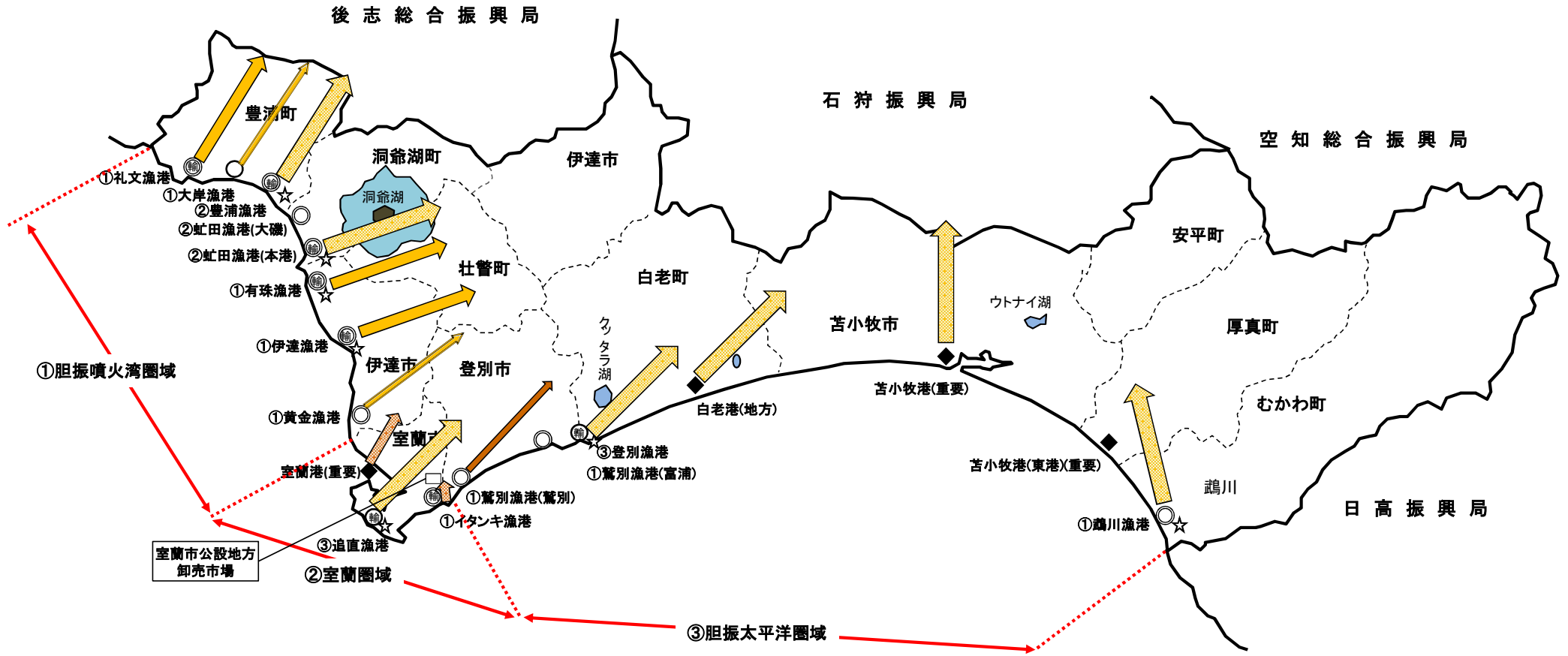
- ・当圏域は、沖合底曳き網漁業やスケトウダラ刺網漁業に係る、水揚げや網外し時等の漁労作業が岸壁上で行われているが、洗浄水が直接港内へ流下しないよう、整備中の屋根付き岸壁敷の勾配を背後用地側に傾け、排水溝を設置している。
- ・沖合底曳き網漁船については滅菌海水装置を整備し、鮮度保持、衛生環境等に対応している。
- ・追直漁港 M ランド内では沈殿槽を設置し、ホタテ漁具等の清浄汚水が海域に直接流入しないよう配慮している。
- ・漁港内での航行に必須である一部標識灯は小型太陽光パネルにより電力供給を行っている。
- ・漁業者が漁船建造や機関換装をする際には、「競争力強化機器導入事業」や「漁船リース事業」等を活用し、導入・燃油など操業経費の削減を図っている。

5. 水産物流通圏域図

別紙のとおり

5. 北海道 水産物流通圏域図

※詳細は別途圏域図に表示



① **胆振噴火湾圏域** 養殖・採貝藻型

圏域総陸揚量:	7,598 t
圏域総陸揚金額:	2,271 百万円
漁港 7 港	

② **室蘭圏域** 流通拠点(養殖・採貝藻)型

流通拠点:	追直漁港 (3)
圏域総陸揚量:	13,149 t
圏域総陸揚金額:	2,207 百万円
漁港 2 港、港湾 1 港	

③ **胆振太平洋圏域** 流通拠点(一般)型

流通拠点:	登別漁港 (3)
圏域総陸揚量:	21,656 t
圏域総陸揚金額:	5,103 百万円
漁港 3 港、港湾 2 港	

- : 流通拠点漁港 (うち輸出拠点漁港 (輸))
- : 生産拠点漁港 (うち輸出拠点漁港 (輸))
- : 一般漁港
- ◆ : 港湾
- ☆ : 産地市場

